相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県山県郡北広島町南方三一三番地、最後の住所広島市西区三篠町三丁目二五番二〇号　被相続人　亡　石田　勝三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月一日

広島市西区高須一丁目一二番三九号

相続財産管理人　妻澤　裕幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍那覇市垣花町一八番地四、最後の住所沖縄県うるま市石川二丁目二九番二七号　被相続人　亡　上江洲　篤

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月一日

沖縄県沖縄市高原五丁目三番一二号

相続財産管理人　福原　義輝

債権申出の催告（第一回）

当社規約型企業年金は、平成二十二年九月三十日確定給付企業年金法第八十三条第一項第二号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月一日

長野県松本市大字今井字松本道七一一〇番地三　株式会社ミサワテクノ

規約型確定給付企業年金清算人　石川　勝

任意清算公告

当社は、平成二十二年八月三十一日総社員の同意をもって解散いたしました。ついては、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年十月一日

愛知県弥富市鯏浦町西前新田一二一番地の四　合資会社下六住宅

清算人　片岡　勝義

任意清算公告

当社は、平成二十二年九月七日総社員の同意をもって解散いたしました。ついては、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年十月一日

愛知県弥富市鯏浦町西前新田一二一番地の四　合資会社片岡商店

清算人　片岡　桂子

無縁墳墓等改葬公告

尾張西部都市計画事業一宮伝法寺土地区画整理事業のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十二年十月一日

一、墳墓等所在地　愛知県一宮市丹陽町伝法寺字北元屋敷二六七八番地

一、墳墓等の名称　大塚墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　愛知県一宮市丹陽町伝法寺二六四八番地　大塚墓地委員会　代表者　小島　進

無縁墳墓等改葬公告

金子墓地墓域整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十二年十月一日

一、墳墓等所在地　愛媛県伊予市三島町字金子一〇四番、一〇九番

一、墳墓等の名称　金子墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

区画番号　A図―Ⅰ、A図―Ⅱ、B図―Ⅰ、B図―Ⅱ、D図、E図

一、改葬を行おうとする者　愛媛県伊予市米湊一六一一　金子墓地管理組合委員長　稲荷　武

旅行業協会ボンド保証制度保証金取戻し公告

社団法人日本旅行業協会ボンド保証規程第三十一条第一項の規定により次のように公告します。

一、当協会のボンド保証会員であった旅行業者

㈠　旅行業の登録番号及び登録年月日　観光庁長官登録旅行業第一四二一号　平成三年八月十九日

㈡　商号　ＪＴＳみちのく株式会社

㈢　名称、住所及び代表者の氏名　ＪＴＳみちのく株式会社　青森市中央一丁目二五番九号　代表取締役　小笠原　潤

㈣　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　青森市中央一丁目二五番九号

二、当協会のボンド保証会員となった年月日　平成十一年九月三日

三、当協会のボンド保証会員としての身分を失った年月日　平成二十二年八月十三日

四、当協会に預託した保証金等の額　金百万円也

五、第一号のボンド保証会員であった者との旅行業務に関する取引で当協会のボンド保証会員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通並びに本会のボンド保証規程の定めるところによりボンド弁済申請書一通を当協会に提出してください。なお、弁済業務規約に定める弁済限度額及びボンド保証規程に定める弁済限度額は、それぞれ、金七千万円及び金百万円です。

六、前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済申請書の提出がなかった場合は当協会はボンド保証規程に基づく弁済を行いません。また、第四号の保証金はボンド保証会員であった者に取り戻されます。

平成二十二年十月一日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号　社団法人日本旅行業協会

会長　金井　耿

前払式特定取引業の会員譲受のお知らせ

この度、株式会社東日本セレモニーは平成二十二年九月三十日、本社神奈川県横浜市神奈川区東神奈川二丁目四十四番地、東日本セレモ株式会社より、会員の契約上の地位を譲り受けました。

今後、前途の会員の方々の権利義務につきましては、株式会社東日本セレモニーが責任を持って承継させていただきます事を、お知らせ致します。

尚、異議のある方は文書により平成二十二年十月三十一日までに左記にご連絡下さい。

平成二十二年十月一日

譲受人　神奈川県横浜市南区高砂町二丁目二十四番地　株式会社東日本セレモニー　代表取締役　渡邊　貢

譲渡人　神奈川県横浜市神奈川区東神奈川二丁目四十四番地　東日本セレモ株式会社　代表取締役　高橋喜三郎

債務引受に係るお知らせ

政府保証第5回中日本高速道路債券の債権者各位

政府保証第5回中日本高速道路債券につきましては、平成二十二年九月三十日付で、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を行い、中日本高速道路株式会社と連帯して弁済の責めを負うことになり、社債管理者は、右記社債にかかる管理委託契約の関連条項を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承認したことを確認いたしましたのでお知らせいたします。

平成二十二年十月一日

東京都港区西新橋二丁目八番六号　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構　理事長　勢山　廣直

愛知県名古屋市中区錦二丁目一八番一九号　中日本高速道路株式会社　代表取締役会長兼社長　金子　剛一